

鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第9条第1項による都道府県医療費適正化計画（以下「適正化計画」という。）の策定（変更を含む。）、法第11条第1項による進捗状況、同条第2項による適正化計画の進捗状況に関する調査分析及び法第12条第1項による適正化計画の実績に関する評価
- (2) 法第9条第9項による適正化計画の実施に係る保険者等への協力要請
- (3) 法第13条による診療報酬に係る厚生労働大臣への意見及び法第14条第2項の厚生労働大臣の協議

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により知事が任命する。ただし、第1号の医療を受ける者のうち1名は公募により委員を任命することとする。

- (1) 医療を受ける者 4名
- (2) 医療の担い手（医療提供者） 4名
- (3) 学識経験者 3名
- (4) 保険者 4名

2 知事は、必要と認めた場合には、前項によらず委員を任命できるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間（第1項の規定による公募により任命する委員の応募者がなく再公募により任命する委員にあっては、別に定める期間）とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長の選任は互選とする。

2 委員長代理は、委員長があらかじめ指名する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の議長は、委員長とする。

2 委員会は、委員会の庶務を行う所属の長が招集する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会は、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、開催の日時及び場所、出席者の氏名、議事の経過及び結果並びにその他必要な事項を記載し、委員長が指名した委員1名が署名するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。